

高齢者虐待防止のための指針

令和 6 年 1 月 25 日制定
社会福祉法人足利むつみ会

この指針は、社会福祉法人足利むつみ会（以下、「法人」という。）が設置経営する特別養護老人ホーム青空（介護老人福祉施設、短期入所生活介護）及びデイサービスセンター青空（認知症対応型通所介護事業）（以下「高齢部門」という。）において、高齢者虐待の防止を図るために必要な措置を講じるため制定する。

1、高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は、高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、全職員が本指針に従い、業務にあたることとします。

2、虐待防止委員会等の組織に関する事項

当法人及び高齢部門では、高齢者虐待の防止に向けて、虐待防止委員会において取り組むものとし、なお、当法人では高齢部門、障害部門及び児童部門のすべてを網羅した「足利むつみ会虐待防止委員会」を設置し、職員に対してはセルフチェックリストやヒヤリハットを実施するとともに、利用者家族及び一般住民に対する虐待防止の啓発活動を実施しています。また、高齢部門においては虐待の発生の防止に取り組むため、「虐待防止・身体拘束適正化検討委員会」を以下のとおり設置しています。

(1) 設置目的

虐待の発生の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

(2) 委員の構成

- ア 管理者等
- イ 介護支援専門員
- ウ 生活相談員
- エ チーフリーダー
- オ ユニットリーダー
- カ その他委員会として必要と認められる者

(3) 委員会の開催

- ア 概ね 3 か月に 1 回（WEB 開催を含む）以上開催することとし、必要がある場合は随時開催する。
- イ 例外として、利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態では、委員会を開催できないことが想定されるため、可能な範囲で多職種の意見を聴くなどの対応により、最善の方法で安全を確保できるよう検討する。なお、この場合にあってはその経緯と結果を記録する。

(4) 委員会の役割

- ア 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ 虐待防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、委員長の佐藤条泰とします。

3、虐待防止ための職員研修に関する事項

職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を啓発するとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とします。

- ①定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ②新任職員に対する高齢者虐待防止のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④実施した研修の実施内容（研修資料及び出席者）の記録及び保管

4、虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、職員の役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を得て、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5、虐待が発生した場合の相談報告体制に関する事項

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。
- (2) 高齢部門で虐待が疑われる場合は、速やかに解決につなげるよう努めます。
- (3) 高齢部門における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見努めるとともに、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- (4) 高齢部門において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止・身体拘束適正化検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6、成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7、虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ①苦情受付担当者は、受け付けた虐待等の苦情相談については、施設長等に報告し解決に努めます。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じない

よう細心の注意を払って対処します。

③対応の結果は相談者にも報告します。

8、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

この指針は、利用者及びその家族等がいつでも高齢部門の施設、事業所内にて閲覧できるようになるとともに、法人ホームページに掲載するなどにより、閲覧の推進に努めます。

9、その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。

附 則

この指針は、令和6年2月1日から施行する。